

# 会報

2026年1月号

## 小山内総合法務事務所

Tel:042-773-3823

Mail:osanai.kazue8@gmail.com

ホームページ:

<https://osanai-houmu.com/>



### <提供サービス>

- ・遺言書
- ・遺産分割協議書
- ・相続手続き
- ・生前贈与
- ・事業承継
- ・許認可申請
- ・補助金申請
- ・ファイナンシャルプランニング 他

この会報は、お世話になった方々やセミナー参加者にお届けしています。お届け先様からのご相談は初回無料で承っています。



今回のテーマは「普通分配金と特別分配金」です。

2025年、個人が持っている金融資産は2200兆円を超えたとされています。個人資産を持つ方の中にはNISAを活用して投資信託で資産運用している方も多いと思います。投資信託をしていると、定期的に分配金が入ってくる場合があります。

分配金と聞くと、「もうかったお金」「利息のようなもの」と思われる方が多いかもしれません。ですが、分配金には性質のまったく違う2種類のお金があることを、まず知っておいていただきたいと思います。

その2つが、普通分配金と特別分配金です。

まず、普通分配金からご説明します。普通分配金は、投資信託が株や債券で運用して、実際に増えた利益の中から支払われるお金です。たとえば、預けたお金がうまく働いて増え、その増えた分を少し分けてもらう、というイメージです。このお金は「もうかったお金」なので、投資としては自然で健全なお金です。

次に、特別分配金です。こちらは名前がややこしいのですが、もうかったお金ではありません。投資信託で利益があまり出ていない場合でも、分配金を出すことがあります。そのときに使われるのが、特別分配金です。特別分配金は、簡単に言うと、ご自身が最初に出したお金の一部が、そのまま戻ってきているだけです。

たとえるなら、財布や貯金箱から自分のお金を取り出して、「お金が入った」と言っているような状態です。特別分配金を受け取るたびに、投資信託の中のお金、つまり元本は少しずつ減っていきます。毎月分配金を受け取っていても、「安心していううちに残高が減っていた」ということが起こるのは、このためです。

ここで大切なポイントがあります。分配金が多い＝良い商品、安心な商品、というわけではありません。特に毎月分配型の商品では、分配金の中身が特別分配金になっていることが少なくありません。分配金を見るときは、金額だけでなく、「これは、もうかったお金なのか、それとも、元のお金が戻ってきているだけなのか」を確認することがとても大切です。

分配方針は、投資信託の目論見書や商品概要書をみることで確認できます。。特別分配金が出やすい表現として、「毎月分配型」「安定的な分配を行うことを目指す」「分配額は収益の状況にかかわらず決定することがある」などがあります。出にくい表現としては「原則として分配は行わない」「分配を行う場合は収益の範囲内」「年1回決算・分配金は限定的」などがあります。

投資信託は、長く使うお金やご家族に残すお金を準備するための道具でもあります。分配金の仕組みを知っておくことで、「知らないうちにお金が減っていた」という事態を防ぐことができます。投資信託は、中身を確認し、納得してから続けることが安心につながります。